

2020年5月

会 員 各 位

公益社団法人京都府産業資源循環協会

許可講習会中止・延期に伴う更新許可事務の対応について

平素は、協会の事業に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、許可講習会の中止・延期に伴い修了証が添付できない場合は、それを理由に行政が許可申請を受け付けなかったり、不許可処分を行ったりすることはないので、従来どおり従前の許可期限までに更新申請を行っていただくよう4月にお知らせしたところです。

その後、下記のとおり関連の通知等が環境省から各都道府県・政令市あて発出されておりますので、京都府、京都市の対応状況とともにお知らせします。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について」（令和2年4月27日付環境省通知）・・・別紙1

主な内容と京都府、京都市の対応は次のとおりです。

① 郵送やメールによる申請を推奨すること

<京都府の対応>

許可申請については従前のとおり窓口申請のみ受け付けている。  
今後、郵送利用などについて取り扱いを変更する場合は以下のHPに掲載するので提出前に確認されたい。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/mokuji2.html>

<京都市の対応>

一部の届出を郵送でお願いしているが、許可申請については現時点で従来どおり窓口申請で受け付けている。  
今後、郵送利用など取り扱いを変更する場合はHPに掲載するので提出前に確認されたい。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000001153.html>

② 添付書類不備により直ちに却下や不許可をしないこと及び有効期間延長中の許可が有効であることが排出事業者にわかる措置をとること

<京都府の対応>

登記事項証明書、住民票、講習会等の添付書類（業者が自ら単独で作成できる書類などを除く）であって、申請者の帰責事由によらず入手が困難なものがある場合は、その旨申し出て職員の指示を受けること。

特に、許可講習会中止に伴い修了証が添付できない場合は、不添付に係る申し立て文書の添付をお願いするので、その旨申し出ること。

許可期限までに更新申請された場合については、従前のおり申請書控えに受付印を押印するので、排出事業者への説明に活用されたい。

<京都市の対応>

住民票等の入手が困難な場合は可能な限り早急に提出いただくことを前提に申請は受理する。

なお、許可講習会中止に伴い修了証が添付できない場合の取り扱いは、許可期限までに更新申請いただいて、次の内容の書類にサインしてもらって事業継続を可能としており、返却した写しを排出事業者への説明に活用されたい。

[書類の内容]

- ・再開後速やかに受講して修了証を提出する
- ・修了証提出後に許可審査する
- ・許可不許可の決定までは従前の許可が効力を有する
- ・再開後長期にわたり受講証を提出しない場合は不許可になる場合有り

2 「講習会等の再開に係る許可事務の留意事項について」（令和2年5月19日付環境省事務連絡）・・・別紙2

許可講習会の主催者である「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」では、7月以降の当分の間、暫定的にオンラインでの講義と会場での試験を組み合わせた講習会を実施予定と聞いており、実施時期等詳細が明らかになりましたらお知らせいたしますが、本通知はその動きを踏まえた許可事務の円滑な遂行を各都道府県・政令市あて依頼するものです。

京都府産業資源循環協会  
担当：三宅 075-694-3402